

坂戸西高校・現代社会課題

1 年 () 組 () 番 氏名 ()

1. コロナウイルスの感染拡大から現代社会を概観する (その3)

- a. デマはどうして拡散したのだろうか?
- b. 部活動ができない! 遊びに行けない! ..欲求不満の克服のためには?
- c. 新型コロナウイルスを発見できたのはなぜか? ..科学技術が発達した背景
- d. 感染拡大防止であれば自由の制限はやむを得ないのか? (1)
- e. 中国で厳格の都市封鎖や行動規制ができたのはなぜか? ..政治体制の違い
- f. 感染拡大防止であれば自由の制限はやむを得ないのか? (2)
- g. 感染拡大防止であれば自由の制限はやむを得ないのか? (3)
- h. あなたはこの危機にどのように立ち向かうか?
- i. 所得減少 1 世帯あたり 30 万円を給付するってあり? (1) ..国 (政府) による生活支援
- j. 企業の活動と社会貢献活動 ..携帯 3 社は学生の通信料を一部無料にする措置を検討
- k. マスクの価格が高騰したのはなぜか? ..市場経済のしくみと限界
- l. 景気の悪化 ..企業活動や消費が低下して景気は悪化している
- m. 企業の資金繰りの悪化 (1) ..企業の資金調達
- n. 企業の資金繰りの悪化 (2) ..日本の中央銀行・日本銀行の役割
- o. 所得減少 1 世帯あたり 30 万円を給付するってあり? (2) ..政府の財政政策
- p. かつてもあったトイレットペーパーの品不足 ..そのとき何があったのか?

「戦後復興と高度経済成長」(p.130~131)

- 1955 年ごろから (1 第) が起こる 1973 年までの 20 年近くの間, 日本経済は平均して年率 10% 近くの経済成長を続け, いわゆる (2 高) を実現させた。この時期, 日本の企業は (3 鉄), (4 石), 機械, (5 自), 家電などの産業分野で海外から先端技術を積極的に取り入れ, (6 技) のための設備投資をさかんに行い, 「(7 投)」といわれる活況を呈した。政府は金融面で企業の生産・投資活動を支援し, 日本開発銀行や日本輸出入銀行をとおして (8) の資金を企業に供給した。(p.131)
- 20 年近く続いた高度経済成長は 1970 年代に終わりを告げた。これまでの活発な (9 設) により (10 生) が過剰になると (11 投) は鈍り, 労働力不足から賃金コストは上昇し始めた。追い打ちをかけたのが 1973 年に起こった (12 第) である。石油輸出国機構 (13 O) が原油価格を大幅に引き上げると, 世界中が深刻な不況にみまわれた。不況にもかかわらず物価が上昇する (14 ス) が一般化した。日本では 1974 年に「(15 狂)」という事態が発生した。明日には価格が上がるのではないかと不安になった市民がトイレットペーパーなどを買いだめに走るパニックが発生した。(p.131)

q. 雇用不安の高まり（１）・・バブル後の規制緩和と非正規雇用者の増加
「バブル後の日本経済」(p.134～137)

- 2008 年の（¹ 世 ）のときと同じように、今回のコロナ感染拡大による景気悪化にともなって、（² 派 ）などの非正規雇用者の人たちの解雇が問題になっている。(p.135～6)
- 1990 年代はじめにバブル経済が崩壊すると、その後の 10 年間、日本経済は低迷を続けたことから、「（³ 失 ）」ともよばれた。(p.134～5)
- 2000 年代に入ると「（⁴ 構 ）」がかかげられ、（⁵ 新 ）の考えにもとづいて、（⁶ 自 ）、（⁷ 規 ）、（⁸ 民 ）をスローガンにさまざまな施策が断行された。代表的なものが郵政民営化である。(p.135)
- 構造改革は「（⁹ 格 ）」という新たな問題を生み出した。大企業と中小企業の格差、大都市と地方の格差、正規雇用者と（¹⁰ 非 ）との格差など、所得格差が比較的小さかった日本においても、格差が拡大しつつある。(p.135)

r. 雇用不安の高まり（２）・・非正規雇用者の権利が十分保障されてこなかった現実
「労働者の権利」(p.142～143)

- 資本主義経済において労働者と企業は、労働力という（¹ 商 ）の売り手（労働者）と買い手（企業）の関係にある。労働者がどこで働こうが、企業がだれを雇うかは自由であるが、現実には両者の関係は対等ではなく、（² 労 ）の方が弱い立場に置かれていることが多い。(p.142)
- さまざまな労働問題が発生するのは、労働者と企業が（³ 対 ）でないにもかかわらず、労働力という商品が（⁴ 契 ）にもとづいて売買されるからである。(p.142)
- 日本国憲法には、労働者の権利として（⁵ 団 ）、（⁶ 団 ）、（⁷ 団 ）のいわゆる（⁸ 労 ）が規定されており、労働者の権利を実質的に保障するために（⁹ 労 ）、（¹⁰ 労 ）、（¹¹ 労 ）の労働三法が制定されている。(p.142)
- 教科書 p.143 の 19～20 行目には、「最近では、非正規雇用者の労働組合が設立されるようになり、・・」とある。このことから一般に、（¹² 非 ）は従来からある労働組合には加入できなかったことが推察される。(p.143)

s. 雇用不安の高まり (3)・・正規も非正規も同じ労働者なのに・・
「現代の雇用・労働問題」(p.144～145)

- 1990 年代はじめのバブル崩壊以降、それまでのいわゆる (1 日) はしだいに崩れ、雇用の流動化が進んだ。(p.144)
- 政府は (2 労) を数回にわたって改正し、これまで特定の職種に限って認められていた派遣労働者を、(3 製) を含む広範な職種に開放した。その結果、企業は低賃金で契約を (4) ことの容易な派遣労働者を大量に雇用し、今では、パートタイム、アルバイトを含む (5 非) の割合は全雇用者の (6) % に迫っている。(p.144)
- 雇用形態に関係なく、同一労働には (7 同) が支払われて当然である。しかし非正規雇用者の賃金は正規雇用者に比べて格段に (8) , (9 雇) も不安定である。こうした賃金格差を是正し、失業者への (10 セ) を整え、非正規雇用者の (11) をはかつていくこと、(12 ワ) などの施策を検討することが大きな課題である。(p.144～5)

t. 生活に困ったときにどうするか?・・病気や失業などのときのセーフティネット
「社会保障の役割」(p.146～149)

- 近代の社会保障制度は、19 世紀に (1 ド) の政治家ビスマルクがつくった社会保険制度によって礎が築かれたが、国家による (2 慈) や (3 恩) という性格が強かった。(p.146)
- 1929 年にはじまった (4 世) 以降、大量の失業者が発生した (5 ア) で、こうした人々を救済するために 1935 年に (6 連) が制定された。これは (7 ニュ) の一環である。(p.146・p.146 注②)
- 国民の立場に立ち国民の (8 生) を保障するという意味での近代的な社会保障制度は、1942 年の (9 ベ) にもとづいて制度化された (10 イ) の社会保障制度が最初である。ベバレッジ報告は、すべての国民を対象とし、一生を通じて最低限度の生活 (11 ナ) を保障することを基本原則としている。このことから「(12 ゆ) 」といわれる。(p.146・p.146 注③)
- 日本国憲法第 25 条では (13 生) がうたわれ、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、(14 社) 及び (15 公) の向上及び増進に努めなければならない」とある。条文にいう社会保障とは、(16 社) と (17 公) に相当する。日本の社会保障制度はこれらと社会福祉と公衆衛生を加えた四つの柱からなる。(p.146)
- 社会保険には、(18 医) , (19 年) , (20 労) , (21 雇) , 介護保険があり、医療と年金は 1960 年代初頭までに全国民の加入が実現した。(p.147)
- 公的扶助は、(22 生) にもとづいて全額公費で給付される。(p.147)

u. リスクをどのようにとらえるか?・・どんなこともリスクはゼロではない
「リスクとともに暮らす」(p.153)

- 私たちの日々の生活には、(1 病) や失業、自然災害、(2 交) などにあう可能性がつねにつきまとっている。こうした事態にあい、人の生命や健康、財産などに望ましくない影響が出る可能性を(3 リ) という。(p.153)
- エアバックの装着や衝突回避支援システムの搭載などによって、自動車事故のリスクは低くなったが、リスクは(4 ゼ) にはできない。リスクに備えるために(5 保) というしくみがある。自動車の場合は、強制的に加入しなければならない(6 自) と任意保険がある。(p.153)
- 事故のリスクがゼロでないなら、自動車を利用しないという選択もできる。ただし、その場合は、(7 迅) で(8 快) な移動など、自動車を利用することで得られる(9 便) を放棄しなければならない。どれだけのリスクをとって、どれだけの便益を得るか、(10 合) な選択が求められる。(p.153)

v. 自動車会社の国内生産ラインの停止・・自動車の部品は世界中から調達される
「貿易と国際分業」(p.166～167)

- 一国が必要な商品のすべてを自国でまかなうより、それぞれの国が(1 有) のもとで生産できる商品に(2 特) し、(3 貿) によって不足する商品を手に入れた方が双方にとって有利である。このような考えを(4 比) といい、イギリスの経済学者(5 リ) がとなえた。この考え方は、(6 自) を推進するための有力な根拠になった。(p.166)
- (7 国) の進展は自由貿易うながし、自由貿易は国際分業を進展させる。しかし、このことは必ずしも望ましい結果を生み出すとは限らない。たとえば、ある国が経済発展に必要な(8 重) を立ち上げようとしても、(9 比) のある製品(有利な条件のもとで生産できる製品)がなければ、自由貿易下では重工業が定着しない。すなわち発展途上国は、いつまでも途上国のまま置かれてしまうということである。(p.166～7)
- 日本の企業においても(10 多) が進み、とくに(11 バ) の崩壊以降、国内経済の低迷や(12 人) の懸念から、日本に本社を置きながら、(13 生) が割安な海外に生産拠点を移したり、現地法人を設けたり、また、海外の会社の(14 買) を進めたりしてきた。(p.167)